

ショートステイ湯治場 利用料金表

R8.6.1

利用負担額は、10.33 円を乗じた「介護保険負担割合証」による負担割合 1～3 割（円）となります。

○ 介護予防短期生活介護サービスの介護保険の適用料金（1 日あたりの単位数） **1 単位：10.33 円**

【通常】個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）		要支援 1	479	要支援 2	596
【連続 31 日以上】個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）			442		548
機能訓練体制加算	12	リハビリテーションの体制を確保している場合			
個別機能訓練加算	56	個別に住まいを訪問して個別の機能訓練計画の元、専従の機能訓練指導員が、ADL、IADL の維持・向上を目的として実施する場合			
送迎加算	184	希望により、居宅と施設の間、送迎を行った場合（片道）			
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）100 （Ⅱ）10	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取組活動を継続的にしている場合（1 月につき）			
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する			
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上配置されている場合			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ 口）	17.2%	上記介護予防短期入所生活介護費の合計に加算（1 月につき） (支給限度基準額対象外)			

○ 短期生活介護サービスの介護保険の適用料金（1 日あたりの単位数） **（1 単位：10.33 円）**

個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
	645	715	787	856	926		
機能訓練体制加算	12	リハビリテーションの体制を確保している場合（1 日につき）					
個別機能訓練加算	56	個別に住まいを訪問して個別の機能訓練計画の元、専従の機能訓練指導員が、ADL、IADL の維持・向上を目的として実施する場合					
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤看護師を規定数以上確保している場合					
看護体制加算（Ⅱ）	8	看護師に 24 時間連絡可能な体制を確保している場合					
送迎加算	184	希望により、居宅と施設の間、送迎を行った場合（片道）					
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）100 （Ⅱ）10	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取組活動を継続的にしている場合（1 月につき）					
緊急短期入所受入加算	90	緊急に短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日を限度として算定					
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する					
長期利用者減算	-30	長期（連続 30 日を越える日以降）ご利用の場合。減算（1 日につき） ※連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない					
	連続 61 日以上ご利用の場合		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			589	659	732	802	871
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上配置されている場合					
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ 口）	17.2%	上記介護短期入所生活介護費の合計に加算（1 月につき） (支給限度基準額対象外)					

※サービスおよび利用期間は、「居宅サービス計画」に位置づけられた内容で算定されます。

※この負担額を適用する場合には、介護保険要介護状態区分別の“支給限度額”内であることが必要です。支給限度額を超えた場合には、介護報酬の 10 割の自己負担が必要となります。

○ 介護保険適用外料金（1 日あたり）（単位：円）

短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		備 考
滞在費	2,566	滞在費	1,096	滞在、光熱水費。
食 費	1,867	食 費	1,867	食材料費、調理コスト等。

※食費内訳 朝食：502 円・昼食：653 円・夕食：712 円 召し上がった回数のご請求となります。

- ◆◆◆その他の費用◆◆◆
- ・理美容代→実費
 - ・レンタルテレビ→210 円/日
 - ・電化製品をお持込になった際の電気代→60 円/日

※上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品・医療費等は、実費を徴収させていただきます。

〔所得段階における自己負担額の軽減制度について〕

介護保険では、「居住費」「食費」の自己負担の額が、その所得等に応じて、段階的に設定されています。
(特定入所者介護サービス費の適用。) 各段階に該当される方は、以下のとおりです。

利用者負担段階	対象者所得要件		資産要件※	
			単身	夫婦
第 1 段階	・ 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者		1,000 万円以下	2,000 万円以下
第 2 段階	市民税 非課税 世帯	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分を除く）の合計が 80 万円以下の方	650 万円以下	1,650 万円以下
第 3 段階 （ 1 ）		課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分を除く）の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	550 万円以下	1,550 万円以下
第 3 段階 （ 2 ）		課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分を除く）の合計が 120 万円を超える方	500 万円以下	1,500 万円以下
第 4 段階	上記に該当しない方 （本人が市民税課税者、世帯に課税者がいる方、預貯金等合計額が基準額を超過する方）			

該当

※令和 3 年 8 月 1 日以降の対象者の要件に関して、64 歳以下の方（第 2 号被保険者）の資産要件は、段階にかかわらず、単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下であること。
※詳しくは、お住まいの市町村役場介護保険担当者窓口まで、ご相談ください。

〔適用後の額〕

（Ⅰ）個室利用の場合					
基本負担額（第 4 段階）		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階（1）	第 3 段階（2）
滞在費	2,566	380	480	880	880
食 費	1,867	300	600	1,000	1,300
（Ⅱ）多床室利用の場合					
基本負担額（第 4 段階）		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階（1）	第 3 段階（2）
滞在費	1,096	0	430	430	430
食 費	1,867	300	600	1,000	1,300

※上記の負担軽減の利用料を適用した場合には、各利用料段階の自己負担額と基準費用額の差額を、特定入所者介護サービス費として、補足的に給付されます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。